

1. 事案の概要

- ベネッセコーポレーションの顧客情報が名簿事業者経由で他事業者へ漏えい。
- 警察の捜査を7月7日に開始し、9日にベネッセが記者会見を実施。17日に、警視庁が、ベネッセ DB システムの保守・管理委託先に派遣されていたシステムエンジニアを不正競争防止法違反の容疑で逮捕。8月11日に再逮捕。
- 事件発覚当初は760万件と発表されていたが、7月21日のプレスリリースにて通信教育事業 DB(620万件)、生活関連事業 DB の合計で約2,260万件が漏えいしたと発表。
- 漏えい内容は住所、氏名、電話番号、子供の生年月日・性別、出産予定日(一部のみ)、メールアドレス(一部のみ)。クレジットカードや銀行口座情報が漏えいしたことは現時点では確認されていない。金銭的な被害の報告はなし。

2. ベネッセへの対応

- 7月10日、経産省からベネッセの担当役員に対し、個人情報保護法に基づき、詳細な事実関係や今後の再発防止策につき、一週間以内(17日まで)に報告するよう指示。
- 11日、閣議後記者会見において、茂木大臣より、今回事案の重大性に言及し、ベネッセにおける早急な原因究明と再発防止、顧客の信頼回復に向けた取組が必要である旨発言。菅官房長官からも同様の発言及び来年の通常国会に個人情報保護法の改正を提出予定との発言あり。
- 17日、茂木大臣がベネッセ HD 原田社長より、調査結果と再発防止策についての報告書(中間的なもの)を受領。大臣より、最終的な報告書をできる限り早期に提出するよう要請。

3. 経済界への対応

- 7月10日、情報処理推進機構(IPA)から、組織内部からの不正な情報漏えいを防ぐためのセキュリティ・ガイドラインについて、改めて幅広く事業者へ周知するための注意喚起を発出。
- 15日、全国学習塾協会、全国学習塾協同組合、日本通信販売協会に対し、個人情報保護法ガイドライン及びセキュリティ・ガイドラインに沿って、委託先事業者を含めた個人情報の適切な取扱徹底に関する注意喚起と、会員企業への周知徹底の要請を実施。
- 18日、株式会社ジャストシステムに対し、個人情報の購入に関する事実関係について確認するため、ヒアリングを実施。個人情報の取得に際し、データが適法かつ公正に入手されたものであることの重要性について注意喚起し、個人情報に関する管理体制の強化を要請。
- 25日、株式会社 ECC に対し、同様にヒアリングを実施。ECC 社からは、今後第三者からの名簿購入をとりやめるとの発言あり。
- 8月15日、閣議後記者会見において、茂木大臣より、経済界における個人情報保護の強化を広く周知徹底するための要請文発出(18日付)と、9月中を目途に「経済産業省分野における個人情報保護法ガイドライン」、「IPA 内部不正防止のセキュリティ・ガイドライン」を改訂し、社内の安全管理措置強化、委託先の監督強化、情報の適正な取得について拡充する旨を発表。
- 26日、「内部不正防止に関する緊急セミナー」を、経済産業省で開催、後日動画配信予定。